

議 長 次、日程第10「議案第30号松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例」について議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第30号松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和元年8月20日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

子育て健康課長 松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

改正する条例につきまして、こちらはですね、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年5月17日に公布、同年10月1日に施行され、幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い、松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正するものです。制度の概要としましては、3歳児から5歳児クラスの全ての子供と、0歳児から2歳児クラスの住民税非課税世帯の子供の保育料が無償化となります。

主な条例の改正点といたしましては、第3条の利用者負担額中、3歳以上の子供の利用者負担額を月額0円に改正し、第4条利用者負担額の徴収中、満3歳未満の子供の利用者負担額の徴収について改正いたします。

お聞きいただきまして新旧対照表をごらんください。1ページ目です。こちら第3条で利用者負担額を定めてございます。変更となりました第1号につきまして、法第19条第1項第1号。こちらに該当するものは、教育子どもとしまして、幼稚園の子供になります。今回の改正により月額0円となりました。第2号、法第19条第1項第2号に該当する教育・保育給付認定子ども。こちらのほうは保育園の子供に対して保育料がですね、月額、3歳以上になりますけども、月額0円となります。第3号では、法第19条第1項第3号に該当する教

育・保育給付認定子ども。こちらにつきましては3歳未満の保育園に通う子供になります。こちらはですね、今までどおり限度額の100分の70に相当する額ということで、先ほどお話にも出ました、国の基準より3割町が負担して、保護者からは7割の保育料をいただくという形になってございます。

1ページおめくりいただきまして、第4条利用者負担額の徴収につきまして、こちら満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者から前条に定める利用者負担額を徴収するというので、3歳以上は無償ということなので、3歳未満からという限定がつけました。第2項で、町長は町が設置する特定教育・保育施設から教育・保育を受けた満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者から、使用料として前条に定める利用者負担額を徴収するというので、こちらまだ町が直接設置している施設はございませんが、同様に改正とさせていただきます。

改正文の2ページ目をごらんください。附則、1、施行期日。この条例は令和元年10月1日から施行する。経過措置、2、この条例による改正後の松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の規定は、令和元年10月以後の月分の利用者負担額から適用し、同年9月以前の月分の利用者負担額については、なお従前の例によるということで、9月までの利用者負担額については、今までどおり保護者から徴収して、10月以降は無償とするという形になってございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。お諮りをいたします。ただいま議題となっています議案第30号については、議案第29号と同様に議会運営委員会の審議時とは状況が変わっていることから、質疑・討論を行い採決を行いたいと思っておりますが、そのように取り計らって御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は産業厚生常任委員会に付託しないことに決定しました。それではこれより質疑に入ります。

1 番 平 野 これも先ほどのとちょっと共通の部分があるんですけども、今回こういうふうに保育料が無償化されることに伴って、今までちょっと迷っていたような

方たちで、保育園を利用してみようかなと、働くためにしてみようかなというふうに、新たに決意をされていくような、つまり増加の予測というのはございますか。

子育て健康課長 具体的に何人とか何%とかというのはございませんが、今までもですね、保育園に預けられるなら働きたいという要望はたくさんございましたので、今後もふえると見込まれます。

1 番 平 野 そうですね、預けられるなら働きたいという、そういう潜在的な方は多いと思いますが、多分ね、働いて保育料を納めると、ちょっと計算をしたりされる方も多かったはずで、その分が計算しなくても、もうこれは働いたほうが絶対いいというふうになってくると思うんですが。その辺の増加予測あると思うんですけども、それに対するキャパの問題ですね。これはどのように考えますか。

子育て健康課長 現在、10月開所をめどに小規模保育施設の整備を進めているんですけども、そこも何年かするといっぱいになるということで、幼稚園のですね、認定子ども園化を教育と一緒にこれから検討していくということになってございます。

議 長 ほかに。ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑を打ち切って討論に入りたいと思いますが。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行います。議案第30号松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

お諮りをいたします。議案第30号松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例は、ただいま可決されました。議案第29号とあわせて8月23日に予定しておりました産業厚生常任委員会は開催しませんので、本会議の時間を繰り上げて行いたいと思いますが、御異議はございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、8月23日は本会議の時間を繰り上げ、9時から本会議とすることに決定をさせていただきます。